

座間市の「居住支援」について

座間市 福祉部 参事兼福祉事務所長
林 星一



座間市マスコットキャラクター「ざまりん」

座間市実施状況

神奈川県 座間市

【人口】 130,753人

【世帯数】 59,885世帯

(令和4年4月1日現在)

【面積】 17.57km²(4キロ四方)



【相談支援状況】

(令和2年度) 新規相談受付 1300件

⇒月平均 83.3件 (人口10万人当たり)

※ (参考) 全国平均 51.4件 (令和2年度)

16.2件 (令和元年度)

令和3年度新規相談受付

(4月~3月) 784件

**年齢・属性を問わず
幅広く相談を受け止める。
⇒「断らない相談支援」**



福祉部 生活援護課
生活困窮者自立支援事業
(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業
(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)
無料職業紹介事業
生活困窮者自立支援制度助言弁護士
PSWによるアウトリーチ支援
フードバンクへの相談補助員配置

家計改善支援事業

就労準備支援事業

子どもの学習・生活支援事業
子ども健全育成支援員の配置
「居場所・学習支援の場づくり(地域づくり)」

一時生活支援事業/地域居住支援事業

ひきこもりサポート事業(居場所)(R3.6~)

黒字: 必須事業 赤字: 任意事業

「断らない相談支援」個別支援(ご縁)から地域がつながる

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

無料職業紹介事業(H27.11~)

家計改善支援事業(H28.7~)

就労準備支援事業(H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業

(相談員配置H27.4~/居場所づくりH30.7~)

一時生活支援事業

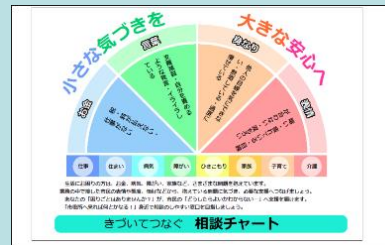
地域居住支援事業(R2.4~)

(居住支援推進事業R1.7~R2.3)

自立相談支援事業(アウトリーチ支援)R2.8~

ひきこもりサポート事業(居場所)

(R3.6~)



庁内連携等による自立相談支援事業の利用勧奨等

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「断らない相談支援」
自立相談支援事業で
受け止める

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係

「無料職業紹介事業」
・就職活動困難

「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)

「一時生活支援事業/地域居住
支援事業」
・住まい不安定

相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい!

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に
協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



「つなぐシート」
 東京都足立区の取り組みを参考に
 H30.9月より試行を経て実施。
 相談者が多様な問題を抱えている場
 合一つの窓口での解決はなかなかで
 きず複数窓口の案内が必要な場合も
 あるため、複数窓口間における連携を
 スムーズにするためにシートを作成。
 複数窓口間における連携をスムーズ
 にするためのシート。

東京都足立区(パクリ)

★相談内容をシートで共有 たらい回しを防ぐ 座間市が県内初の試み
 神奈川新聞 | 平成30年12月17日

<https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-146526.html>

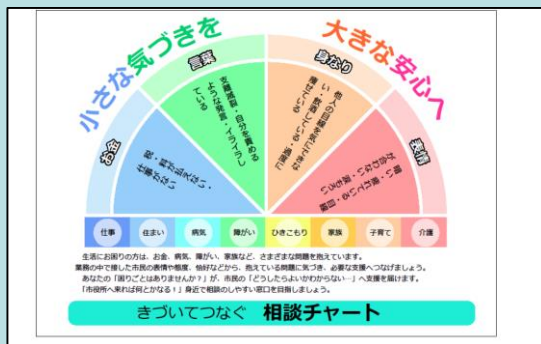


研修会「みんなが相談員～マルっとざま～」
「つなぐシート」の活用方法等: 集合研修⇒オンラインコンテンツ化

★座間市相談支援事業を強化研修行い、全職員に啓蒙
 タウンニュース | 令和2年1月10日

<https://www.townnews.co.jp/0403/2020/01/10/513422.html>

「包括的支援体制構築ワーキングチーム」の取り組み



「相談チャート」
 困りごとを説明でき
 ない市民の相談支
 援へのつなぎのた
 めに、業務経験の長
 い職員が行っている
**「気づき」の技術の
 共有を図る試み。**

★小さな気づきを大きな安心へ 職員向けの「相談チャート」を作成
 市プレスリリース | 平成31年3月15日

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-3.pdf>



「相談ロゴ」
 各課の作成するチラシ・通知に「相談ロゴ」を掲載し、生活に困っている方を支援につなぐ試み。

市プレスリリース | 平成31年3月15日

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-2.pdf>

ルポルタージュ

『誰も断らない』

こちら神奈川県座間市生活援護課』

(篠原匡著/朝日新聞出版)令和4年6月出版



生活困窮者自立支援制度の取り組みから

生活保護

- 要保護状態に介入
- 保護決定により最低生活を確保
- 各種扶助により
生活基盤を安定し、自立支援

生活困窮者自立支援

- 「最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある」状態に介入
- 生活困窮の状況・程度はさまざま
- さまざまな支援方法が求められる

行政・制度だけでは対応できない。

(制度上に位置づけられている機関との連携だけでは対応できない。)

ex. 中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

では、どうするのか。
座間市では...

全体会1第1部
「行き詰まり」
という言葉

生活困窮者自立支援制度の取り組みから

力を貸して下さい！

ダメもとです。

個の支援を
通じて
地域の方々と
知り合う
(ご縁)

- ・自己完結しない
(“自己完結できない”強み)
- ・「事業」より「支援の実態が先行」する
(課題が顕在化する)
- ・“ご縁”と“ご縁”がつながり
ネットワークが形成される
(ステークホルダーが増え、
共感が広がる。)

個別支援がつなぐ「ご縁」から生まれた「チーム座間」

9

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み 「チーム座間」

「座間市生活援護課 自立サポート担当」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)

「座間市社会福祉協議会」(分科会6登壇)

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協」

(就労準備支援事業「はたらっく・ざま」/居場所事業「みんなの居場所 ここから」)

★座間市就労準備支援事業「はたらっく・ざま」が日本協同組合学会実践賞を受賞しました

<https://coopkana.jp/archives/7599/>

★孤立した人支援へ、座間市が拠点開所 <https://www.asahi.com/articles/ASP6H74CWP6HULOB00F.html>

「厚木公共職業安定所(ハローワーク)」(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「認定NPOきづき」「(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘」(認定就労訓練事業)

※障害福祉サービス事業所

「社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局」(社会福祉法人公益事業)

★ <http://www.chusinkai.net/universal/>

「NPO法人ワンエイド」(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク相談補助員)

★官・民組んだ座間市の取り組みとは <https://suumo.jp/journal/2020/06/04/172901/>

★「チーム座間」で生活救済 フードバンクに相談員配置

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/07/17/535032.html>

「神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

★生活困窮者自立支援制度に関わって <https://kanasou-law.com/202208nishikawa/>

「相談オフィスわ〜くすけあ」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

★座間市アウトリーチ支援 <https://www.townnews.co.jp/0402/2020/11/13/551201.html>

「社会福祉法人足跡の会」(助葬事業/相互提案型協働事業)

★座間市相互提案型協働事業 誰一人「無縁遺骨」にしない

<https://www.townnews.co.jp/0402/2022/03/18/617291.html>

「株式会社シグマスタッフ」(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」とされています。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかってきました。

目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていきました。

そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の

「チーム座間」です。

一時生活支援事業/地域居住支援事業



ある日、市内で高齢者の生活支援や住まいのサポートを実施している「NPO法人ワンエイド」に訪問した時のことでした。ワンエイドさんは活動開始当初は、高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体でした。

これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、自分たちの団体でできることがあれば是非協力させてほしいとお申し出をいただきました。ちょうど、当座の生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃でしたので、思い切ってダメ元でフードバンクに取り組みをいただけないかとお願いしたところ、ふたつ返事で「はい、やらせてください」とのこと。それからすぐに市内でのフードバンク活動がはじまりました。NPO法人ワンエイドさんとの連携はここからはじまりました。

※高齢者住宅財団発行「財団ニュース150号」より

委託先：NPO法人ワンエイド（居住支援法人）

※全居協会員

（内閣府）

第2回孤独・孤立フォーラム

（令和3年7月1日）

「生活困窮（食と住を中心として）」
登壇

居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりしなない」支援

NPO法人 抱擁（福岡）

・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ（東京）

・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
・社会的・情報の孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④外国人に特化した多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
・物件説明や契約の際などに必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実施

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
・フードバンク活動も併せて展開。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

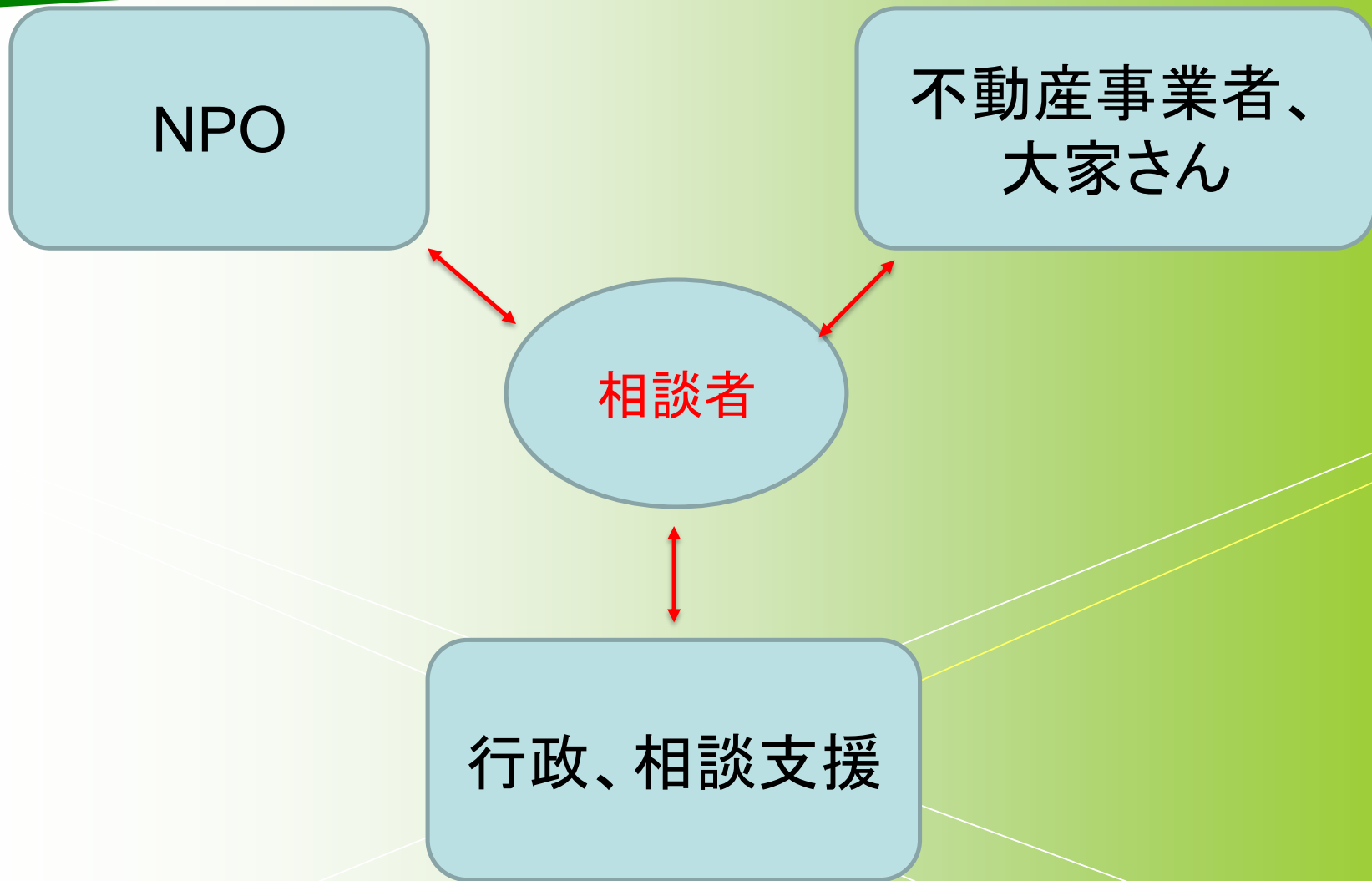
国
交
省
HP
で
も
紹
介

「支援の実態を作る」

NPOワンエイドとの連携事例(一時生活支援事業実施前)

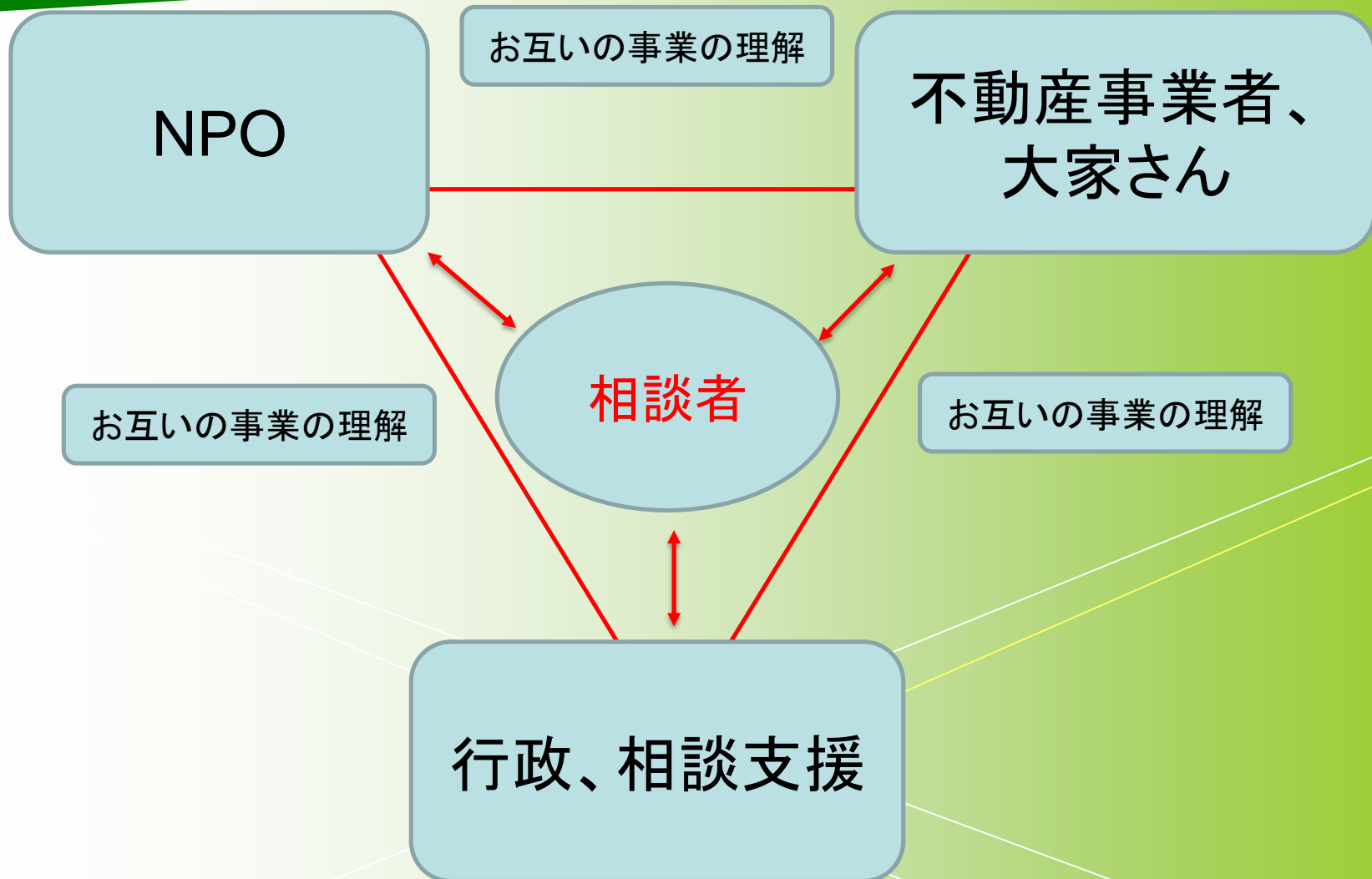
- ・ホームレス状態になった高齢者への支援
市税滞納による差し押さえから家賃未納→ホームレス状態に
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援事業につながる。
(差押解除の調整/**アパート入居相談/食料支援/見守り**)
- ・ネットカフェ生活者
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援につながる。
(**アパート入居相談/家計改善支援・税分納相談**)
- ・社員寮からの退去
⇒建築住宅課(市営住宅の相談)から自立相談支援につながる。
(就労支援/**アパート入居相談/引っ越し作業**)
- ・世帯主の傷病(うつ病)による収入喪失、住宅ローンが支払えない。
⇒障がい福祉課(精神保健担当)より自立相談支援につながる。
(妻の就労支援/**アパート入居相談/物件売却/家計改善支援**)

相談支援の実態から生まれる連携(1)



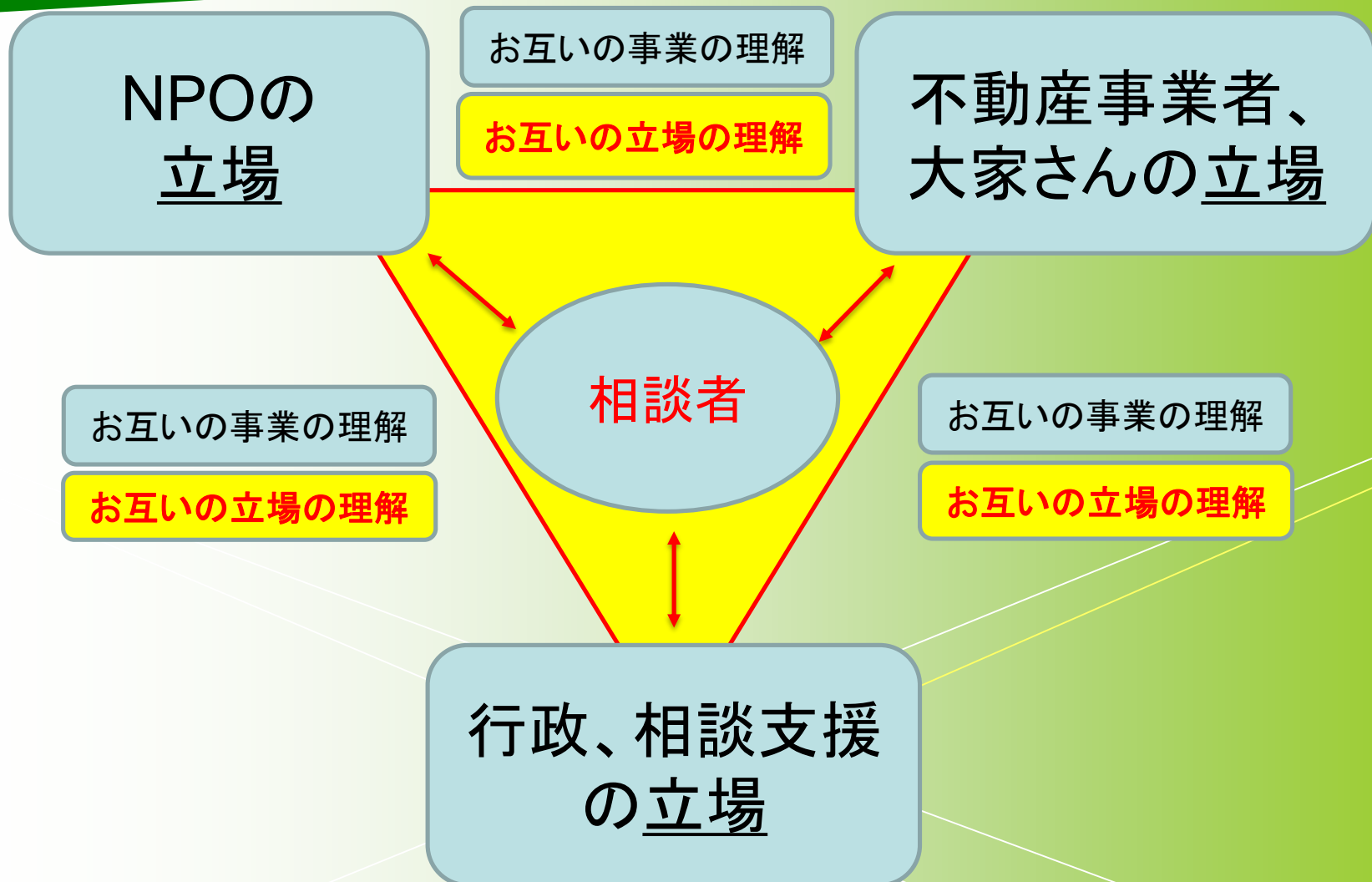
それぞれがバラバラに相談者に関わっている状態

相談支援の実態から生まれる連携(1)



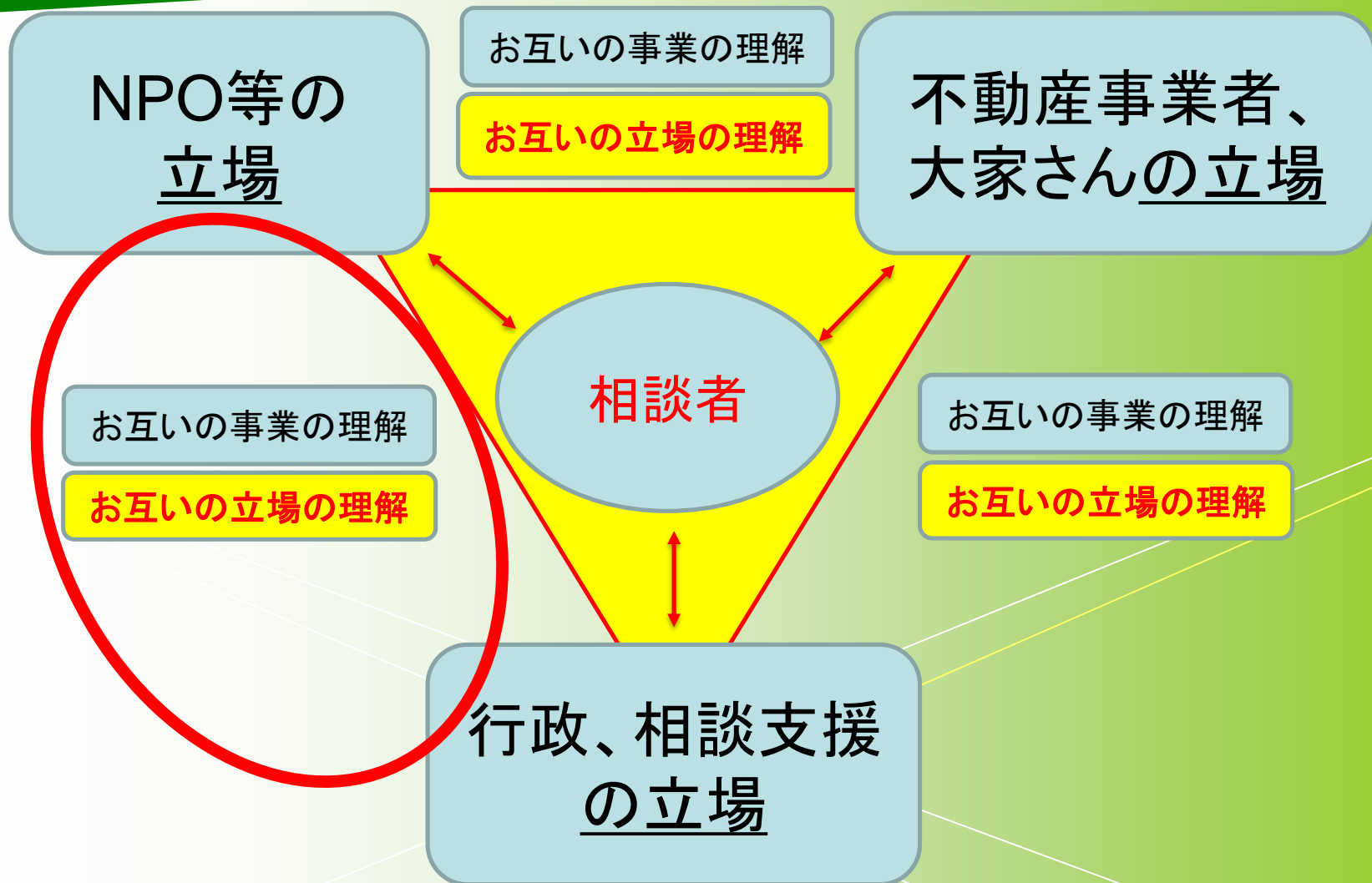
- ① 支援を通じて「つながり」が出来た段階。
まずはお互いの事業について知ることが必要。

相談支援の実態から生まれる連携(1)



②個別支援を通じて連携・理解が深まることで、「立場」に対しても理解が進む。

相談支援の実態から生まれる連携(2)



③居住支援の取り組みを事業化する必要性を認識

一時生活支援事業の実施経緯

生活困窮者自立支援事業

(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業(H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

家計改善支援事業(H28.7~)

就労準備支援事業(H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業 (H27.4~/H30.7~)

※無料職業紹介事業(H27.11~)

黒字:必須事業 赤字:任意事業 ※法定外

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30)

→1人当たり **3.88個**

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・ <u>住まい不安定</u>	<u>20</u>

「自立相談支援事業」

・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係

「無料職業紹介事業」

・就職活動困難

「就労準備支援事業」

・社会的孤立 ・障害(疑い)

「家計改善支援」

・家計管理の問題
・債務

※相談者の抱えている課題の実態から
事業展開をしてきた経過がある。

「住まい不安定」(H28~H30)

新規アセスメント292件中 64件(21.9%)



課題として大きかったが未対応であった。



2019年度(令和元年度)新規事業として予算化¹⁷

居住支援推進事業(その他事業)

※プロポーザル方式により選考

- (1) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (2) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援
- (3) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓

⇒ NPO法人ワンエイド 2019年度(令和元年度)7月から開始

2020年度(令和2年度)

一時生活支援事業/地域居住支援事業開始

居住支援推進事業の実施に向けた「地ならし」

「座間市生活困窮者自立支援地域ネットワーク研修事業」

座間市生活困窮者自立支援事業地域ネットワーク研修事業
 兼 神奈川県居住支援協議会市町村居住支援協議会設立準備会議意見交換会

座間市および周辺の自治体の
 不動産事業者さま・貸主さま・福祉関係者さまへ

人と地域を
 “つなぐ”
 居住支援

この研修会をきっかけに、
 参加者皆で
 地域の連携体制構築を
 目指しましょう!!

平成30年
 日時 **12/14(金)** 13:30~17:00
 会場 **座間市総合福祉センター**
 サニープレイス座間 多目的室A・B
 座間市緑ヶ丘1-2-1 神奈川県座間市
 対象 不動産事業者、貸主、
 福祉関係者(地域包括支援センター等職員等)、
 座間市及び周辺の自治体の建築課長・福祉部門職員、
 その他関心のある方
 定員 **100名** 希望者順の定員、随時定員
 主催：座間市(実行者：公益社団法人かながわ関係づくり協会)
 共催：神奈川県居住支援協議会

お申込みは速速へ

カリキュラム

時間	内容	講師
13:30~	オリエンテーション	
13:40~14:40	生活困窮者の自立支援と居住支援	講師 特定非営利活動法人 協働理事長 奥田 知志 氏
14:50~15:35	居住支援に求められる連携	講師 100オリコフオレノトインシユア
15:35~16:10	座間市における居住支援に係る取組	報告 座間市生活保護課長/100Fフレンジイ
16:10~16:40	人と地域を“つなぐ”居住支援	報告 座間市福祉課長による意見交換
16:40~16:55	意見交換内容の発表・講評	
16:55~17:00	市町村居住支援協議会の役割について	講師 神奈川県居住支援協議会

生活困窮者の自立支援、生活支援の相談先として、生活の張り綱となる「住まい」に関する支援は重要ですが、しかし、自立支援や生活支援相談にあてられている窓口は、不動産関係に関する情報が少なく、一方、不動産関係者も地域の生活支援に関する情報が少なく、相互の情報共有・連携ができていないという認識があります。本研修会では、生活支援に関わる方々と不動産関係者に参加いただき、参加者相互の意見を聴き、それぞれが生活困窮者の自立支援に活かせるヒントという共通課題を探っていただき、今後の地域の連携体制を構築する「はじめの一歩(出会いの場)」とします。



神奈川県居住支援協議会と連携し、研修会を共催。

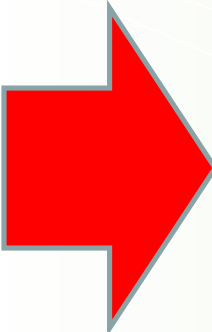
県居住支援協議会の持つ不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者(地域包括支援センター・相談支援事業者等)をつなげ、関係づくりを通じて地域課題の共有をはかる試み。


①志村恭介さん(仮名)50代

- ・東北地方の人口2万人ほどの小さな街で生まれ育った。
- ・実家は商売を営み、父母・姉・兄・主の5人で暮らしていた。
- ・高校卒業後、地元の中小企業に就職。
- ・20代で結婚、2児をもうけ、20年前にマイホームを購入。



- ◎収入に対して住宅ローンが大きく、カードローンを利用したことから債務が大きくなり自転車操業状態へ→借金総額が2000万円超
- ◎妻と離婚、親権は妻へ
- ◎退職金で借金を返済しようと考え、27年間勤務した会社を退職
- ◎再就職した飲食店のバイトになじめず、何もかも嫌になり軽バンで出奔。
→「最終的に東京でホームレスになり、最後は路上で野垂れ死ぬ」

- 
- ★たどりついた市内不動産店から自立相談支援事業に相談がつながる
 - ★就労支援によりアパート付き(寮)の仕事(派遣)が見つかり就職。
 - ★家計改善支援事業(座間市社協)により債務整理、自分でアパートを借りるための入居費の貯蓄などを支援。
 - ★地域居住支援事業によりアパートに入居。

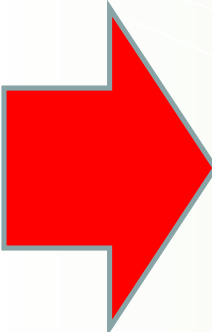
- 
- ◎障がい者支援施設の正社員として就職。
 - ◎故郷の姉が自宅を購入。交流再開、帰郷。
「怒られると思いましたが、終わったことは仕方ないって。いい話ことができました」

②ペドロ・ミウラさん(仮名)40代

- ・日系ブラジル人三世。ブラジル・サンパウロ出身
- ・大学在学中にカメラマンとして働き始め、大学卒業後に本格的に活動。
- ・F1チームの専属カメラマンに抜擢されるなど仕事は順調だった。



- ◎2016年、サンパウロ郊外で寿司レストラン・ホテルを開業するという友人の誘いに乗る。経営に参画するも出店などに想像以上に資金がかかり、事業は軌道に乗らず。
- ◎2年間続けたがレストラン経営に見切りをつけるが貯めていた財産をほぼ失った。
- ◎お金を稼ぐため親戚を頼り、来日。自動車部品工場で働くが作業が危険なため半年で退職。
- ◎座間市の物流センターに就職。社員寮に入寮し安定していたが1年後の、2020年3月に雇止めとなり座間市に相談。自力でアパート付きのパン工場の仕事(他県)を見つけ働くも、1年後の2021年3月に再び雇止め。

- 
- ★1か月後までにアパート退去しなくてはならず、座間市の自立相談支援事業に相談
 - ★居住自治体の自立相談支援等の福祉窓口を案内するも継続した相談に至らず。
 - ★座間市に相談来所。一時生活支援事業を利用しながら求職活動開始。
 - ★就労支援員による支援によりスポーツクラブに就職。
 - ★地域居住支援事業によりアパート入居。



「ここで生活の基盤を作り、いずれは自分の会社を持ちたい。」

③竹内スミ子さん(仮名)60代

21

・座間市内で30年以上、美容院を営んできた。

◎2020年4月。「緊急事態宣言発令でお客さんが誰も来ない。」

◎翌月の5月に借りている店舗兼自宅の契約更新がある。

◎高齢(70歳間近)になってきたため美容師の仕事に見切りをつけようとも考えていた。

しかし、美容師を廃業し物件の契約更新を見送れば、自宅と仕事を同時に失う。

◎大家さんに数十万円の保証金を預けているが、原状回復しなければ返ってこない。

◎手持ちのお金はほとんどない。



- ・就労支援による転職支援→無料職業紹介事業(直営)の活用
- ・「後払いで原状回復の作業をお願いできる工事業者の紹介」を依頼(泣きのお願い)
- ・自宅の転居先の確保を支援(地域居住支援事業)
→仕事が決まっていたので審査が通りやすかった。

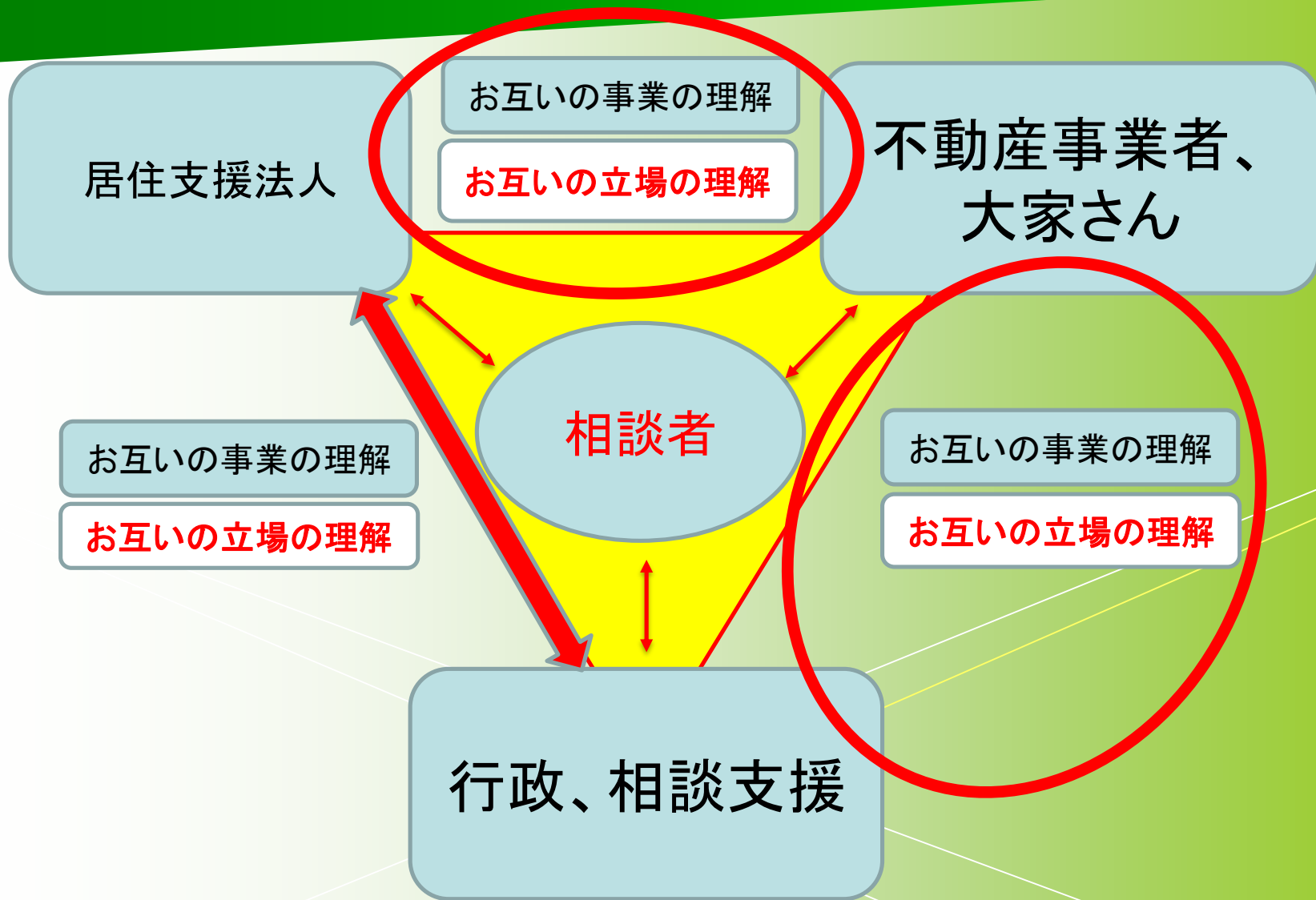
https://note.com/asahi_books/n/nebdfe11f7d5a (朝日新聞出版さんぽ)

相談員

「チーム座間の何が欠けても、うまくいかなかったと思います。引っ越しが終わった時は、本当にほっとしました。」

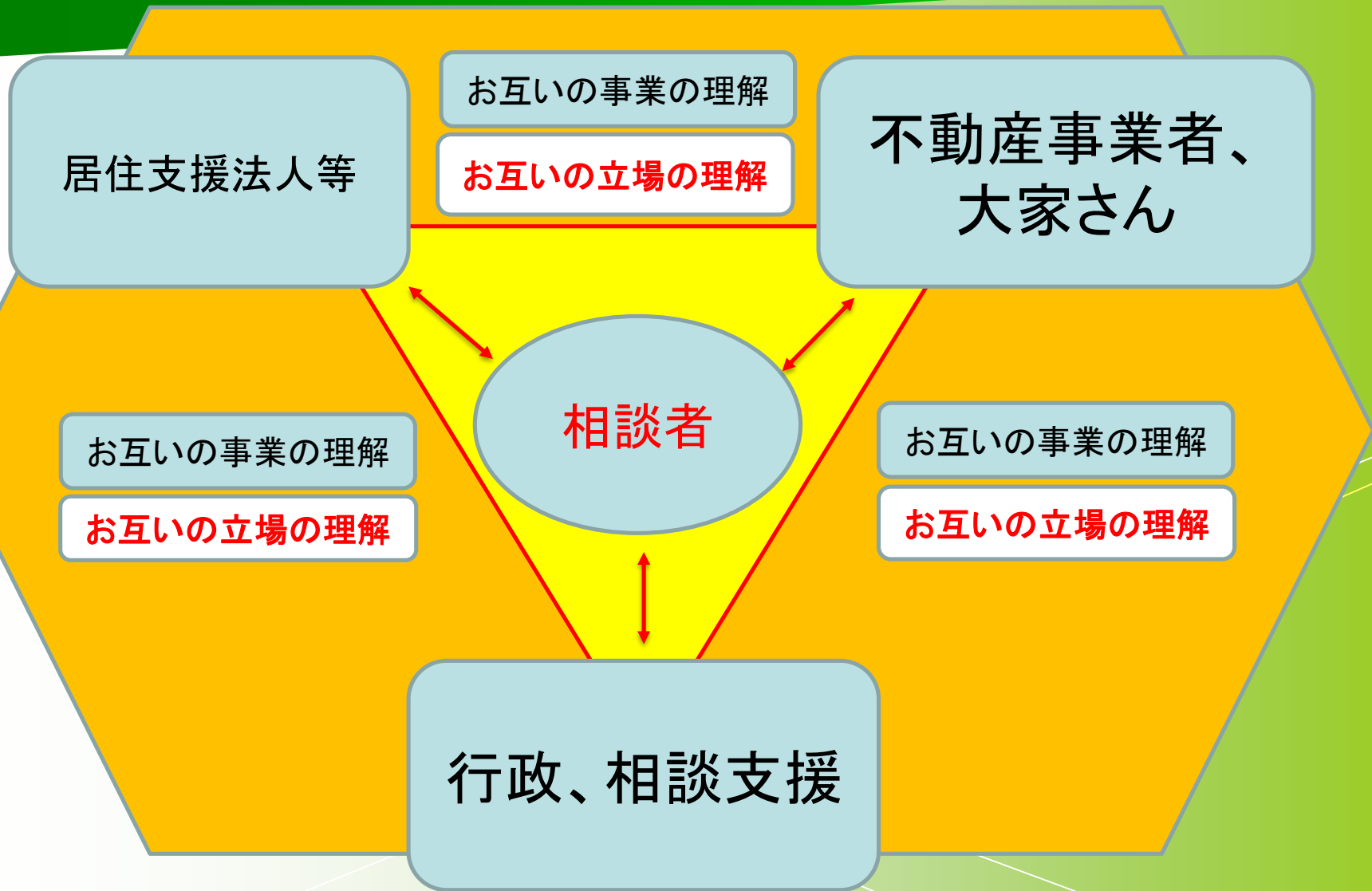
「とにかく当時は支援のためのアイテムがなかったですから。相談者に法テラスのチラシを渡して、『ここに相談してはいかがですか』というような状態でした。」
(『誰も断らない』p214)

相談支援の実態から生まれる連携(2)



④取り組みを広げていく仕組みが必要

相談支援の実態から生まれる連携(2)



プラットフォーム(居住支援協議会)の検討

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国土交通省)

応募理由

庁内において居住支援に関する施策や住宅セーフティネットに関する施策について主管部署をどの部署とするか等の調整が不十分であり、居住支援協議会設立に向けた動きに至っていない。

居住支援には、住まいの確保等に関する支援(ハード)と住まいでの暮らしに関する支援(ソフト)が必要であると考えている。保証人や“身寄り”の問題など、単身高齢者の問題を中心に課題は顕在化してきているが、基礎自治体にハードとソフト両面に関して関係者が集い、課題を共有・解決していくためのプラットフォームがなく、有効な施策が打てない状況を問題と考えている。

→ 3度の勉強会等の開催を通じて、住宅部局との課題共有を進めた。



住宅セーフティネットについての勉強会(2019.10.25)



県居住支援協議会研修会(2019.1.16)



住まいに関する支援の勉強会(2020.2.13)

座間市居住支援協議会（令和3年6月設立）

座間市 ZAMA CITY

サイトマップ
お問い合わせ

がいくのかたへ
Multilingual

サイト内検索
文字サイズ 標準 大 特大

音声読み上げ

ホーム 市政情報 市民の方へ 事業者の方へ

トップページ ▶ 市民の方へ ▶ まちづくり・環境 ▶ 都市計画 ▶ 居住支援協議会
トップページ ▶ 市民の方へ ▶ 福祉・健康・医療 ▶ 福祉全般 ▶ 居住支援協議会

居住支援協議会

2021年6月1日登録

市居住支援協議会は、経済的にお困りの方、高齢の方、障がいのある方、子育て中の方、外国籍の方など、住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方への情報提供や円滑な入居に必要なことを話し合うことで、豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

協議内容

- ・ 住まい探しにお困りの方の円滑な入居の促進および居住の安定方策に関すること。
- ・ 住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方に対する情報提供などに関すること。
- ・ 既存の住宅資源を活用した住まい探しにお困りの方向けの賃貸住宅の供給促進に関すること。
- ・ その他、目的達成に必要な事業に関すること。

会員（五十音順）

一般財団法人 高齢者住宅財団
 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部
 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
 座間市（市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課）
 座間市障がい児者基幹相談支援センター
 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
 社会福祉法人 足跡の会
 特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会
 特定非営利活動法人 ワンエイド
 ホームネット 株式会社

※座間市は行政組織順です。

＜会員＞50音順

- 一般財団法人 高齢者住宅財団
 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
 相模南支部
 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部
 さがみ支部

座間市

- （市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課）

座間市障がい児者基幹相談支援センター

社会福祉法人 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人 足跡の会

特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会

特定非営利活動法人 ワンエイド

ホームネット 株式会社

「包括的居住支援」を目指す ～生活困窮者自立支援制度・行政の役割～

どんな相談も「断らない」でまずは受け止める。
生活困窮者自立支援制度「断らない相談支援」が原点

- ・個別の相談支援を通じて、庁内・地域・社会資源がつながってくる
- ・相談が集まることによって、さまざまな支援の必要性が見えてくる

「個の支援を通じた支援体制づくり・地域づくり」

(行政の役割①: 一時生活支援事業・地域居住支援事業の実施)



- I 個を支援する事で他部署や地域とつながる。
- II つながりを通じて「お互いの立場」を知る。
- III 「お互いの立場」を知ることが、つながりを「仕組み」にしていく基盤。

行政の役割② = 相互理解のための基盤づくりが求められる

⇒ 「居住支援協議会」を「包括的な居住支援」のための
協働のプラットフォームへ育てられないか